

1 はじめに

令和6年の我が国の自殺者数は20,320人と、統計を取り始めた昭和53年以降で2番目に少ない数値となった。しかしながら、小中高生の自殺者数は529人と、統計のある昭和55年以降で最多の数値となった。平成18年に「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）が成立して以来、国を挙げて進めてきた自殺総合対策の着実な成果が現れる一方で、依然として年間自殺者数は2万人を超えており、近年ではこどもの自殺者数が増加するなど深刻な状況にある。

本白書は、基本法第11条の規定に基づき、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書として国会に提出するものであり、国民の自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めることを目的としている。本章では、自殺対策の基本的な枠組みを紹介する。次いで、第1章では、警察庁自殺統計原票データから分かる自殺の現状について紹介し、第2章では、特集として、若者の自殺をめぐる状況及び電話・SNS（social networking service）等を活用した相談事業について、コラムを交えながら紹介する。最後に、第3章では、令和6年度の自殺対策の実施状況を紹介する。

2 自殺対策基本法の概要

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、平成15年には統計開始以降で最多となる34,427人となるなど、毎年3万人を超える方が自殺により亡くなる状況が続いていた。このような状況に対処し、総合的に自殺対策を推進するため、平成18年に基本法が成立した。基本法は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策に関して基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。基本法の成立により、個人の問題として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになった。さらに、基本法の成立の翌年には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定された。

平成28年には基本法が改正され、自殺対策について、地域レベルの実践的な取組による生きることへの包括的な支援として拡充を図り、都道府県においては、大綱及び地域の実情を勘案して、「都道府県自殺対策計画」を定めるものとされるとともに、市町村においては、大綱及び「都道府県自殺対策計画」並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとされた。

さらに、こどもの自殺者数が増加傾向にあり、令和6年の小中高生の自殺者数が統計のある昭和55年以降最多となるなどの極めて深刻な状況に対処するため、令和7年6月に基本法の

2度目の改正が行われた。本改正法では、基本理念にこどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記するとともに、地方公共団体にこどもの自殺防止に係る必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を置くことができる規定を追加するなど、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置等が定められた。本改正法は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされた。

3 自殺総合対策大綱の概要

(1) 自殺総合対策大綱の策定経緯

大綱は、基本法第12条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めることとされている。平成19年6月に閣議決定された最初の大綱では、「自殺は追い込まれた末の死」という基本認識を示すとともに、自殺対策を進める上での基本的な考え方として、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因等も踏まえて総合的に取り組むことの必要性を示した。

政府は、平成24年に大綱の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」という目指すべき社会を提示し、今後の課題として、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を指摘した。さらに、自殺総合対策の基本的な考え方として、「政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」の2つを追加した。

平成29年に見直された第3次大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとするのが新たに掲げられるとともに、基本方針として、自殺対策は「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」及び「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」ことなどが掲げられた。また、「当面の重点施策」が拡充され、新たに、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれた。推進体制については、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれた。

(2) 第4次自殺総合対策大綱の概要

令和4年10月に閣議決定された第4次大綱では、これまでの取組の充実に加えて、こども・若者、女性の自殺対策の強化など、以下の4つの柱に取り組むこととしている。

① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

近年のこどもの自殺者数の増加を踏まえ、こどもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、こどもの自殺危機に対応していくチームとして地域の支援者等が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、

学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁を始めとした関係府省庁と連携し、こども・若者の自殺対策を推進する体制を整備する。

②女性に対する支援の強化

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援及び困難な問題を抱える女性への支援を「当面の重点施策」に新たに位置づけ、取組を強化する。

③地域自殺対策の取組強化

地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりの支援や、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりの推進、また管内のエリアマネージャーである地域自殺対策推進センターの機能強化を行う。

④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行う。

〈数値目標〉

第2次までの大綱では、自殺対策の数値目標について、平成28年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数をいう。以下同じ。）を平成17年と比べて20%以上減少させると設定していた。平成28年の自殺死亡率は16.8と、平成17年と比べて30.6%の減少となり、目標を上回る減少を達成している。年間自殺者数をみても、平成10年の急増以降は年間3万人を超えていたが、平成22年以降連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となるなど、着実に成果を挙げてきた。

しかし、依然として年間自殺者数が2万人を超えている状況であることに加え、先進7か国（以下「G7」という。）の中で自殺死亡率が最も高くなっている。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるが、第3次及び第4次大綱では、当面の目標として、G7の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年（18.5）と比べて30%以上減少（13.0以下）させることが数値目標として設定された。

〈大綱の見直し〉

「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」こととしている。

(3) 自殺総合対策大綱に係る検証・評価

大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するため、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」を開催している。

4 国における自殺対策の推進体制

国における自殺対策については、基本法第23条に基づき、厚生労働大臣を会長とし、関係閣僚を委員として「自殺総合対策会議」を設置するとともに、同会議が内閣府から移管された平成28年4月から厚生労働省においてその運営業務を行っている。同年4月には同省に自殺対策推進室が設置されるとともに、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととした。厚生労働省では、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている地方公共団体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密な連携を推進し、地域レベルの実践的な取組への支援を通じた自殺対策の推進を図っている。

令和元年6月には、自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等の中核を担う指定調査研究等法人の制度を創設すること等を内容とする「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）が成立し、同法に基づく指定調査研究等法人として、令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）が指定されるとともに、平成18年から国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに設置されていた自殺総合対策推進センターが廃止された。自殺対策推進センターを中核として、保健、医療、福祉、教育、労働など広く関連施策と連動した総合的かつ効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究及びその成果の活用、地域レベルにおける実践的な自殺対策の取組への支援が行われている。

令和2年には、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数が増加したが、特に、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となり、自殺予防などへの取組の強化の必要があった。令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、こどもの自殺に対して関係府省庁の司令塔として対応することができるよう、同庁に自殺対策室が設置された。さらに、同年4月から、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、同年6月には、有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（以下「緊急強化プラン」という。）が取りまとめられた。こどもの自殺対策に関しては、大綱に基づく取組に加え、緊急強化プランに基づく総合的な施策

を関係府省庁一丸となって緊急的に推進している。

5 地域における自殺対策の推進

(1) 地域における連携・協力の進展

基本法において地方公共団体は、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ総合的な自殺対策を推進する上で、地域で総合行政を実施し、地域住民と身近に関わる地方公共団体は、重要な役割を担っている。

また、各地方公共団体における地域の特性に応じた施策の推進に資するよう、厚生労働省では、毎月、警察庁から自殺統計原票データの提供を受け、市区町村別の集計を行い、都道府県を通じて情報提供を行うとともに、同省Webサイトで公表している。

(2) 地域自殺対策強化事業

地域自殺対策計画（「都道府県自殺対策計画」及び「市町村自殺対策計画」をいう。以下同じ。）を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、基本法において、国は、これらの計画に基づいて、当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業や、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費として予算の範囲内で交付金を交付することができるとされており、厚生労働省では、都道府県及び市町村が行う事業に対して「地域自殺対策強化交付金」（以下「交付金」という。）を交付している。交付金を活用した地域自殺対策強化事業のメニューは18あり、各地方公共団体において、地域の実情に応じて自殺対策に取り組んでいる。

〈地域自殺対策強化事業の実績〉

令和5年度の実績をみると、全ての都道府県が事業を実施しており、執行総額は約5.6億円である。主たる取組は、若年層対策事業（1.4億円）、電話・SNS相談事業（1.0億円）、自殺未遂者支援事業（0.6億円）となっている。また、1,363市区町村が事業を実施しており、執行総額は約9.2億円である。主たる取組は、計画策定実態調査事業（2.1億円）、若年層対策事業（2.0億円）、対面相談事業（1.7億円）となっている。

令和6年度当初予算には30.5億円が計上され、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な地域の支援者に対し、助言や支援を行う事業の更なる推進に取り組んだ。また、令和5年度補正予算も活用し、地域における自殺対策の更なる強化を図った。

（事業メニュー）※令和6年度当初予算

①対面相談事業、②電話・SNS相談事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤自死遺族支援機能構築事業、⑥計画策定実態調査事業、⑦若年層対策事業、⑧SNS地域連携包括支援事業、

⑨深夜電話相談強化事業、⑩自殺未遂者支援事業、⑪ゲートキーパー養成事業、⑫災害時自殺対策継続支援事業、⑬災害時自殺対策事業、⑭ハイリスク地対策事業、⑮自殺未遂者支援・連携体制構築事業、⑯自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業、⑰こども・若者の自殺危機対応チーム事業、⑱地域特性重点特化事業

〈令和7年度予算における対応〉

令和7年度当初予算には32.1億円が計上され、引き続き、地域の実情に応じた自殺対策を講ずることができるよう、電話・SNSを活用した相談体制等の強化を始め、都道府県等に対する支援を行うとともに、令和6年度補正予算においては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援、地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援に要する経費などを計上し、地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応の強化を図ることとしている。

6 孤独・孤立対策との連携

社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化しており、今後、単身世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されている。令和3年2月には、孤独・孤立対策を政府一体となって推進するため、孤独・孤立対策担当大臣を司令塔とし、内閣官房に孤独・孤立対策担当室（令和6年4月からは内閣府孤独・孤立対策推進室）が設置された。

令和6年4月には、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めた「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）が施行された。同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。以下「重点計画」という。）を策定し、自殺対策の取組の強化等を具体的施策¹に盛り込み、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」の実現に向けた取組を推進している。

令和7年5月には、重点計画が一部改定され、小中高生の自殺者数が令和6年に過去最多となったことも踏まえ、児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくりや、そうした居場所を通じて、こども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築などの、地方公共団体やNPO等の取組への支援等を通じた取組や、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組を推進している。

1 孤独・孤立対策の基本方針との関連性が強く、重点的に推進すべき関係府省庁の個別施策のこと。

重点計画によれば、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族等に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」とされており、自殺の問題と同様の認識が示されている。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものであり、孤独・孤立対策との連携を図る必要がある。